

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

府省庁名 国土交通省

No	6
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <b>その他</b> （地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税）
要望項目名	携帯品免税制度の見直し
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）  <b>携帯品免税制度</b>          : 旅行者が海外で購入した物品を携帯して入国する際に、関税及び内国消費税（たばこ税・酒税を含む。）を一定の範囲で免税する制度（酒類3本、外国製たばこ1カートン、国産たばこ1カートン等のほか、合計額20万円まで（1万円以下のものは20万円の枠外で免税））。</p> <p>・特例措置の内容          本邦国際空港への到着時に購入する商品についても携帯品免税の対象に含まれるよう措置する。</p>
関係条文	<p>関税定率法第14条第7号、関税法基本通達42-15、          輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第1号、第3項第1号          地方税法第72条の78</p>
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )          [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的          従来、外国で購入していた免税品について、本邦国際空港の到着時に購入できるよう措置することにより、航空旅客の利便の向上を図るとともに、免税品購入を外国から国内に取り込む。</p> <p>(2) 施策の必要性          本邦国際空港は、今後もその利用者がますます増加することが見込まれており、羽田空港の飛行経路の見直しや成田空港の高速離脱誘導路の整備などにより首都圏空港の機能強化を図るとともに、関西空港・中部空港においては新たなLCCターミナルを整備、福岡空港・那覇空港は新たな滑走路増設を進め、その他の地方空港についてもゲートウェイ機能を強化する取組が進められている。</p> <p>一方で、旅客動線や旅客案内サインの改善、ユニバーサルデザインの推進、ICT環境の整備など、空港利用者の利便性の向上を図るとともに、ショッピングやダイニング等の商業エリアのリニューアルやサービス施設の改装等、空港の機能性とサービス性、快適性の向上にも努めてきているところである。</p> <p>観光先進国の実現は、我が国経済成長の大きな鍵であり、今後、本邦国際空港の到着時に免税品の購入を可能とすること等の取組を更に加速して進めることにより、航空旅客の利便性を向上させるとともに、現在は海外空港や海外市中免税店で購入されている商品が本邦国際空港内免税店で購入されることにより、その経済効果を国内に取り込み、我が国経済の活性化を図っていく必要がある。</p>

本要望に 対応する 縮減案	—	
		6—2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○明日の日本を支える観光ビジョンー世界が訪れたい日本へー（平成 28 年 3 月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定） コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討</p> <p>○観光ビジョン実現プログラム 2016ー世界が訪れたい日本を目指してー（平成 28 年 5 月 13 日 観光立国推進閣僚会議決定） コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討を行う。</p> <p>○日本再興戦略 2016ー第 4 次産業革命に向けてー」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定） 到着時免税店制度について研究検討を行う。</p> <p>○国土交通省政策評価実施計画 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：20 観光立国を推進する</p>
	政策の達成目標	航空旅客の利便向上及び免税品購入の外国から国内への取り込み
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	航空旅客の利便向上及び免税品購入の外国から国内への取り込み
有効性	要望の措置の適用見込み	28 空港（定期国際旅客便が就航している空港数）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現在は海外空港や海外市中免税店で購入されている商品が本邦国際空港内免税店で購入されることにより、その経済効果を国内に取り込み、我が国経済の活性化に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	携帯品免税制度の見直し…（消費税、たばこ税、酒税） 携帯品免税制度の見直し…（関税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の 妥当性	本邦国際空港の到着時に購入する商品についても携帯品免税の対象に含まれるよう措置することは、航空旅客の利便性を向上させるとともに、現在は海外空港や海外市中免税店で購入されている商品が本邦国際空港内免税店で購入されることにより、その経済効果を国内に取り込むことを可能とするものであることから、他の手段で代替することが困難なものであり、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。
--	---------------	---

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成25年度税制改正要望事項 「本邦国際空港における到着時の免税品の購入・受取制度の創設」</p>